

確定申告・住民税申告

確定申告と住民税申告は、所得税や住民税、国民健康保険税などに影響する大切な手続きです。

◆問合せ

確定申告について

…札幌南税務署 (☎555-3900)

住民税申告と市内の申告会場について

…市役所税務課 (☎372-3311・内線3703)

確定申告

1月1日～12月31日に得た所得金額と、これに対する所得控除額などを基に所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きです。札幌南税務署で受け付けますが、一部の申告を除いて市内の申告会場でも受け付けます。

確定申告が必要な方

◆給与所得がある方

●給与収入金額が2千万円を超えている

●給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている

●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている

●扶養や社会保険料などの控除を追加・変更する、医療費控除を受ける

●調整の内容に変更

●がある



◆公的年金等の所得がある方

公的年金等の所得金額から所得控除を差し引いて税額計算をした結果、納める税額がある方は、申告が必要です。

*公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、申告が不要です。ただし、所得税の還付や住民税の各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

◆給与所得や公的年金等以外の所得がある方

事業所得や不動産所得などの合計から所得控除を差し引きします。その額に税率を掛けて出した税額から配当控除を差し引いて、残額がある方は申告が必要です。

申告書の配布

1月から配布します。郵送はしません。

場所 市役所税務課と各出張所、団地住民センター連絡所、エルフィンパーク

*昨年、確定申告をした方で、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に税務署から申告書が送付されます。

住民税申告

れます。ただし、市内の会場で申告した方や、国税庁ホームページや税務署のパソコンを利用して申告書を作成した方には、送付されません。

住民税額を決める資料として、所得や各種控除を1月1日現在の住所地の市町村に申告する手続きです。市内の申告会場で受け付けます。

平成30年1月1日現在で北広島市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は不要です。

- ① 所得税の確定申告をする
- ② 給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている
- ③ 公的年金等の所得だけで、年金保険者から公的年金等支払報告書が提出されている

*②・③の場合でも、社会保険料控除や医療費控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

*収入がない方や、非課税所得(遺族年金・障害年金など)だけの方でも、国民健康保険税などの適正な算定のために申告が必要な場合があります。

申告の日時・会場

市内での申告は

期間 2月6日(火)～3月15日(木)
時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

会場	日程
芸術文化ホール	2月21日(水)～23日(金) 3月8日(木)・9日(金)
中央公民館	2月6日(火)・7日(水)・13日(火)・ 14日(水)、3月13日(火)～15日(木)
団地住民センター	2月27日(火)・28日(水) *上履きを持参してください。
広葉交流センター	3月6日(火)・7日(水)
西の里会館	2月15日(木)・16日(金)
夢プラザ	3月1日(木)・2日(金)
大曲ふれあいプラザ (大曲工業団地内)	2月19日(月)・26日(月) 3月5日(月)・12日(月)
大曲会館	2月8日(木)・9日(金)
農民研修センター	2月20日(火)

*市内にお住まいで、住民登録がある方が対象です。
*各会場とも初日や午前中は大変混み合います。混雑している場合は、早めに受け付けを終了することがあります。

*初年度の住宅借入金等特別控除、土地建物・株式の譲渡所得などの申告や相談は受け付けません。札幌南税務署で申告してください。

*駐車場は混雑します。公共交通機関で来てください。
*営業・不動産所得などの収支内訳書は作成しません。事前に作成してきてください。

初年度の住宅借入金等特別控除の申告は

下記の期間に限り、税務課で受け付けます。事前に申込みが必要です。

期間 1月23日(火)～2月2日(金) (土・日曜を除く)
時間 午前8時50分～午後5時
定員 各日25人
申込期限 1月17日
会場・申込み 税務課 (内線3703)



税務署での申告は

期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜を除く)
時間 午前9時～午後4時

会場 札幌南税務署 (札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4)

*住民税の申告は受け付けません。
*混雑している場合は、早めに受け付けを終了することがあります。

日曜の申告は
2月
18日・25日

申告に必要な書類など

	必要書類など
マイナンバーの記載	●マイナンバーカードを持っている方 マイナンバーカードの写し ●マイナンバーカードを持っていない方 ①マイナンバーを確認できる書類の写し 通知カード、マイナンバーが記載された住民票など ②本人確認書類の写し 自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳など *配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除の対象となる方も、マイナンバーの記載が必要です。
収入確認のため	●源泉徴収票の原本や収支内訳書など
社会保険料控除	●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付証明書など ●国民年金保険料の控除証明書など *源泉徴収票に記載されている場合は不要です。
生命保険料控除	●生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	●地震保険料の控除証明書
障害者控除	●身体障害者手帳や療育手帳など ●障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定者のうち、対象となる方)
医療費控除	●医療費の明細書・領収書など *平成29年度から、セルフメディケーション税制による特例が追加されました。従来の医療費控除を受ける方で、医療費控除の明細書(新様式)を作成した方は領収書の提出は不要です。 *従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による特例は併用できません。 *領収書などの返還が必要な方は、切手を貼りつけた返信用封筒を提出してください。
住宅借入金等特別控除	税務課に問い合わせてください。
寄附金控除	●寄付した先からの領収書など
税金が還付になる方	●銀行などの口座情報(申告者本人名義のもの)
その他	●印鑑(認め印可。スタンプ型のインク浸透印は不可)

申告書は自宅で簡単に作成

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、郵送で提出することもできます。

